

令和4年第2回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和4年6月8日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	大 石 哲 雄
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	松 井 孝 恵	12番	檜 木 正 行

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局 長	檜 山 裕 子	副 局 長	小 倉 一 仁
-------	---------	-------	---------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会計課長)	十 河 貴 子
総 務 課 長	中 島 正 博	総務課副課長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振興課副課長	吉 田 忠 弘
税 務 課 長	笠 松 昭 宏	住 民 課 長	瀬 田 和 哉
住民課副課長	芦 口 正 史	住民課副課長	陸 平 志 保
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福祉課副課長	芝 健 治
福祉課副課長	坂 本 真理子	長 寿 課 長	宮 本 真 里
建 設 課 長	栗 田 信 孝	建設課副課長	山 根 康 生

建設課副課長	谷 本 和 久	上下水道課長	谷 本 誠
上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史	教育委員会 事務局 長	三 浦 誠
教育委員会 事務局副局長	平 岩 晃	教育委員会 事務局 学校 給食センター 所 長	前 芝 由 希

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 13 号 令和 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 議案第 46 号 上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 47 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 48 号 令和 4 年度一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 49 号 物品購入契約の締結について（令和 3 年度 繰越第 1 号
小学校管理事業 上富田町立学校電子黒板購入）

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 4 年第 2 回上富田町議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ちまして、5 月から 10 月末まではクールビズ期間となっております。本町議会でも、期間中はクールビズとしてノーネクタイで会議することを決定し、また町のポロシャツの着用も許可をしております。これにより、本定例会から 10 月末までの本議会はノーネクタイとさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

なお、暑いときは議長判断により上着を取っていただいております。本日も上着を取っていただけて結構かと思えます。当局の方も上着を取っていただけて結構であります。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、マスクの着用、手指の消毒等の基本的な対策をお願いしておりますが、アクリル板設置席では、マスクの着用は任意といたします。

それでは、本日の会議を開きます。

暫時休憩して、上着を取っていただけて結構です。

休憩 午前 8 時 5 8 分

再開 午前 8 時 5 9 分

○議長（大石哲雄）

再開します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 3 番、平田美穂君、5 番、山本哲也君を指名いたします。

△日程第２ 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第２ 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から６月２２日までの１５日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から６月２２日までの１５日間に決しました。

△日程第３ 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第３ 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（桒山裕子）

諸般の報告をいたします。

令和４年３月定例会以降の議員活動並びに地方自治法第１２１条の規定により出席要求した６月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

また、本定例会までに提出のありました陳情書等につきましては、写しをお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りにつきましては、本日６月８日午後３時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

また、ここで専決番号の訂正が１件ございます。

令和４年２月臨時会でご承認いただきました報告第１号、専決処分の承認を求めることについて、令和３年度上富田町一般会計補正予算（第８号）を専決第１号と記載していましたが、正しくは専決第１２号であるとの訂正の申出がありましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日ここに令和４年第２回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。

全国的に発出されていたまん延防止等重点措置は、３月までに解除となっておりますが、いまだに沈静化の兆しが見えない状態です。４回目の新型コロナワクチン接種についてですが、３回目接種から５か月を経過した６０歳以上の方及び１８歳以上で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認めた方を対象とし、７月開始に向けて準備を進めております。

改めてワクチン接種業務へのご協力をお願いいたしますとともに、一刻も早く町内及び日本全国で新型コロナウイルス感染症が収束するようお願いしつつ、コロナ禍で疲弊した家計と地域経済を立て直し、新たな飛躍ができますよう、ご協力よろしくをお願いいたします。

さて、本年も梅の収穫最盛期となりました。ＪＡ紀南の梅産地情報によりますと、５月の定点着果調査では、小梅、古城、南高ともに前年並みで、平年よりは多い状況となっています。生産量は、小梅では昨年並みであります。主力の南高梅は、前年比、平年比とも下回る見込みであるようです。生産量は、今後の気象などにより変動することもあります。青梅、梅干しの価格がよりよい価格で推移することを願っています。

次に、令和４年春の叙勲で、元上富田町第二分団長の山本富也氏が、長年、消防団活動にご尽力された功績により、瑞宝単光章を受章されました。また、町内在住の合川雅也氏は田辺市の消防団関係、岡谷昌宏氏は海上保安庁関係で、それぞれ叙勲の栄に浴されています。町主催の叙勲を祝う会を予定していましたが、各ご本人様より辞退したい旨の申し出がありましたので、今回皆様にはご報告のみとさせていただきます。

次に、令和３年度の一般会計の決算状況についてご報告をさせていただきます。

令和３年度は、前年度に続き８０億円規模にまで大きくなっております。これは、住民税非課税世帯などへの生活支援給付金事業、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金を活用した地域活性化商品券事業などの事業を国からの補助金を得ながら実施してきたところによるものであります。

新型コロナウイルス感染症が全国的に広がり、収束にはまだ時間が必要とされ、町としても厳しい財政状況の中ではありましたが、令和３年度も財政調整基金や減債基金を

取り崩す必要のない決算となる見込みであります。議員各位のご理解とご協力のもと、
税収の確保や行財政改革に職員一丸となって取り組んだ成果が顕著に表れたものと評価
しているところであります。

しかしながら、今後、学校給食センター建設や小中学校へのエアコン設置の際の起債
の償還が始まります。引き続き厳しい財政運営となりますが、皆様のご協力をお願いい
たします。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、報告事項として令和4年度
特別会計補正予算1件、議案として条例の一部改正1件、公の施設の指定管理者の指定
1件、令和4年度一般会計補正予算1件、物品購入契約の締結について1件の計5件で
あります。

なお、追加議案として、条例の一部改正が1件、工事請負契約の締結についてが1件、
人事案件が4件、合計6件を本定例会中に上程させていただきますので、何とぞご承認
賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

報告第13号につきましては、令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
(第1号)であります。

令和3年度の決算において歳入不足が生じたため、5月31日付で専決処分をし、前
年度繰上充用金をもって充当補填しましたのでこれを報告し、承認を求めるものであり
ます。

次に、議案第46号につきましては、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する
条例(案)であります。

この条例は、共同作業場の設置、名称及び位置を定めており、今回、釧共同作業場を
使用形態に合わせて名称を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第47号につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでありま
す。

本議案は、市ノ瀬キャンプ場について、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手
続き等に関する条例第5条の規定により、一般社団法人南紀ウェルネスツーリズム協議
会を指定管理者として指定するものであります。

期間は、令和4年7月1日から令和9年3月31日までの4年9か月間になります。

次に、議案第48号につきましては、令和4年度上富田町一般会計補正予算(第2
号)であります。

今回、既定額に2億7,468万4,000円を追加し、予算総額を74億5,428万4,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業費補助金として 1, 905 万 1, 000 円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費 4, 715 万円、かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業費 1 億 3, 199 万 7, 000 円、上富田町 飲食・宿泊・サービス業等事業者支援金事業費 2, 015 万円、朝来小学校の特別支援 教室改修費 1, 200 万円などを措置しています。

歳入につきましては、国県支出金や寄付金、繰入金、諸収入を見込んでいます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関しては、昨年度の決定額 1 億 1, 802 万 6, 000 円と、今年度に入ってから追加交付分の一部 2, 034 万 1, 000 円を今回の補正予算の事業費に充当することとしています。

次に、議案第 49 号につきましては、物品購入契約の締結について（令和 3 年度 繰越第 1 号 小学校管理費 上富田町立学校電子黒板購入）であります。

今回、町内の 5 つの小学校で電子黒板を合計 20 枚購入するに当たり、指名競争入札により和歌山電工株式会社と 761 万 7, 500 円で契約の締結をするものです。

以上が、本定例会に上程いたします諸議案についての概要であります。

詳細につきましては、担当課長、副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

この際、日程第 4 報告第 13 号、令和 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号）についての件から日程第 8 議案第 49 号、物品購入契約の締結について（令和 3 年度 繰越第 1 号 小学校管理事業 上富田町立学校電子黒板購入）の件まで 5 件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

建設課副課長、山根君。

○建設課副課長（山根康生）

おはようございます。

私からは報告第 13 号についてご説明いたします。

報告第 13 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 11 号、令和 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号）。

令和 4 年 6 月 8 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第11号、令和4年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

令和4年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,010万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,945万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金の補正。

第2条、一時借入金の借入れの最高額に5,000万円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を8,000万円とする。

令和4年5月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

2款諸収入、補正前の額に9,010万6,000円を追加し、1億3,937万2,000円。

歳入合計では、補正前の額に9,010万6,000円を追加し、1億3,945万2,000円と定めてございます。

歳出でございます。

2款公債費、補正前の額に56万3,000円を追加し、101万3,000円。

3款前年度繰上充用金、今回新たに8,954万3,000円を追加し、8,954万3,000円。

歳出合計では、補正前の額に9,010万6,000円を追加し、1億3,945万2,000円と定めています。

次の3ページから5ページの事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款諸収入、1項収益事業収入及び雑入、1目宅地造成事業収入、補正前の額に9,010万6,000円を追加し、1億3,721万円。計としまして、補正前の額に9,010万6,000円を追加し、1億3,937万2,000円と定めてございます。

歳出でございます。

2款公債費、1項公債費、1目利子、補正前の額に56万3,000円を追加し、1

01万3,000円。一時借入金利子となっております。

3款繰上充用金、1項前年度繰上充用金、1目前年度繰上充用金、今回新たに8,954万3,000円を追加し、8,954万3,000円と定めてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第46号についてご説明いたします。

議案第46号、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例。

上富田町共同作業場設置条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年6月8日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町共同作業場設置条例の一部改正。

上富田町共同作業場設置条例の一部を次のように改正する。

第2条中「上富田町立鉦共同作業場」を「上富田町立梅加工共同作業場」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

2ページの新旧対照表については、お目通しをいただきますようお願いいたします。

改正の要旨をご説明いたしますので、3ページ、上富田町共同作業場設置条例の一部改正の要旨をお願いいたします。本日お配りしたものになります。

1、改正の要旨。

当該共同作業場については、長年、鉦共同作業場として使用してきましたが、法人が休業の後、撤退することとなり、未使用の状態となりました。今回、共同作業場の使用形態を梅加工共同作業場とすべく条例の一部を改正し、町内の梅加工業者に管理運営を委託するものです。

2、改正の内容。

作業場の名称を「上富田町立鉦共同作業場」から「上富田町立梅加工共同作業場」に改める。

3、施行期日。

公布の日から施行する。

以上が、改正の要旨となります。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

振興課長、平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

それでは、私の方から議案第４７号をご説明申し上げます。

議案第４７号、公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和４年６月８日提出、上富田町長奥田誠。

１、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称。市ノ瀬キャンプ場。

２、指定管理者となる団体。和歌山県西牟婁郡上富田町生馬３１６―５５、一般社団法人南紀ウエルネスツーリズム協議会、代表理事柏木壽夫。

３、指定の期間。令和４年７月１日から令和９年３月３１日まで。

指定の理由として、今回、市ノ瀬キャンプ場を開設するに当たりまして、上記の団体を提案する理由としましては、上富田町若もの広場や市ノ瀬体育館などの体育施設と連携したスポーツ合宿の誘致に活用することができる。組織体制につきましても、上富田町体育施設の指定管理者としての十分な実績があり、芝生等の管理や除草についてもノウハウと機材が充実している。今後、市ノ瀬エリアの活性化に大いに期待できると町としても判断しております。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第４８号についてご説明いたします。

議案第４８号、令和４年度上富田町一般会計補正予算（第２号）。

令和４年度上富田町の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２億７，４６８万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７４億５，４２８万４，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和４年６月８日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

15款国庫支出金では、補正前の額に2億373万3,000円を追加し、10億1,580万3,000円と定めています。

15款県支出金では、補正前の額に2,715万9,000円を追加。

18款寄付金では、補正前の額に150万円を追加。

19款繰入金では、補正前の額に4,089万2,000円を追加。

21款諸収入では、補正前の額に140万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に2億7,468万4,000円を追加し、74億5,428万4,000円と定めています。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

2款総務費では、補正前の額に2,526万1,000円を追加し、14億7,778万6,000円と定めています。

3款民生費では、補正前の額に6,926万6,000円を追加。

4款衛生費では、補正前の額に164万9,000円を追加。

5款農林水産業費では、補正前の額に786万5,000円を追加。

6款商工費では、補正前の額に1億5,694万2,000円を追加。

9款教育費では、補正前の額に1,370万1,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に2億7,468万4,000円を追加し、74億5,428万4,000円と定めています。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから7ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出からご説明いたしますので、14ページをお願いいたします。

3、歳出。

2款総務費、1項総務管理費では、補正前の額に2,526万1,000円を追加。主なものとしましては、2目防災対策費では、下鮎川自主防災会が防災用備蓄庫や防災用資機材を整備する事業に対し、コミュニティ助成事業を活用し、補助金として140万円を措置しております。

8目町民協働費では、個人情報保護制度対応支援業務委託料として、231万円を措置。

10目企画費では、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業費補助金として、1,905万1,000円を措置。この事業では、町の木ヤマモモを活用した産業の振興、交流機会の増加を図ることにより、高齢者の方の生きがいやなりわいの創出、健康増進を図ります。駅前において、チャレンジキッチンやワークショップといった事業を展開することにより、朝来駅周辺の活性化も併せて目指すものになります。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費では、補正前の額に4,755万円を追加。主なものとしまして、4目住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費では、18節負担金、補助及び交付金で、住民税非課税世帯臨時特別給付金として3,000万円を措置。事業内容としましては、令和4年度で新たに住民税非課税となった世帯に対し、10万円を給付、300世帯を見込んでおります。補足としまして、こちらは令和3年度から引き続き非課税となった世帯は除くものとなっております。理由としましては、令和3年度も同事業が実施されておまして、3年度の対象となった方を除くためでございます。

続きまして、家計急変世帯臨時特別給付金として500万円を措置。こちらは新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情があると認められる世帯を対象に10万円を給付、50世帯を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

3項児童福祉費では、補正前の額に2,159万2,000円を追加。主なものとしましては、1目児童福祉総務費では、18節負担金、補助及び交付金で、こちらの説明の1行目、地域型保育給付費負担金と4行目、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金については、くまのこ保育園の処遇改善に係る費用を補助または負担するもので、4月から9月分につきましては補助金により、10月以降につきましては公定価格の加算分として算定され、負担金により支払うものとなっております。

子育て世帯生活支援特別給付金で、1,000万円を措置。

事業内容としましては、児童扶養手当受給世帯を除く低所得の子育て世帯に対し、5万円を給付、200世帯を見込んでおります。児童扶養手当受給世帯につきましては、県から支給される予定となっております。

4目保育所では、1節報酬で、会計年度任用職員につきましての処遇改善加算分として、433万8,000円を追加しております。

17節備品購入費では、お散歩車、カート2台分として30万円を措置しております。

6目学童保育費では、こちらにつきましても処遇改善に係る補助金等となっております。

下にいきまして、5項老人福祉費では、12万4,000円を追加してございます。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費では、補正前の額に164万9,000円を追加。主なものとしまして、2目予防費では、18節負担金、補助及び交付金で予防接種助成金として50万8,000円を措置。こちらは子宮頸がんワクチン接種の助成金で、対象10人を見込んだ予算となっております。

5款農林水産業費、1項農業費では、補正前の額に786万5,000円を追加。主なものとしまして、3目農業振興費で、新規就農者育成総合対策事業費補助金として750万円を措置。こちらは就農後の経営発展のために必要な機械、施設の導入等の取組を支援するもので、対象者2名分となります。

6款商工費、1項商工費では、補正前の額に1億5,694万2,000円を追加。主なものとしまして、次のページをお願いいたします。

1目商工業振興費の18節負担金、補助及び交付金で、大人の社会塾人材育成事業費補助金として50万円を措置。財源は、企業版ふるさと納税、熱中小学校事業への補助となっております。

2目観光振興費では、12節委託料でスポーツ観光促進事業委託料100万円を追加。財源は企業版ふるさと納税によるもので、スポーツセンター等を活用したスポーツ観光事業への委託料となります。

4目及び5目については、新たに追加されたものとなります。

4目かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業費では、18節負担金、補助及び交付金で、かみとんだ地域元気活性化商品券支給事業費負担金として1億2,560万円を措置しております。こちらは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、生活支援と消費喚起による事業所支援を実施するもので、商品券8,000円分を配付、1万5,700人を見込んでおります。

5目上富田町飲食・宿泊・サービス業等事業者支援金事業費では、18節負担金、補助及び交付金で、事業者持続化支援金として2,010万円を措置。こちらにつきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和3年の売上高が、平成31年または令和2年と比較して50%以上減収している事業者に対して支給するもので、支援額につきましては従業員数により変動し、30万円から200万円となります。

次のページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費では、補正前の額に1,335万1,000円を追加。

14節工事請負費では、朝来小学校の特別支援教室改修工事請負費で1,200万円、17節の備品購入費では、クラス数の増や教員の増に対応し、パーソナルコンピュータ

ー 4 台分の購入費として 1 2 0 万円を措置しております。

3 項中学校費では、補正前の額に 5 万円を追加、5 項社会教育費では、補正前の額に 3 0 万円を追加しております。

2 4 ページ、2 5 ページの給与費明細書については、恐れ入りますがお目通しいたしますようお願いいたします。

それでは、歳入の説明をいたしますので、8 ページをお願いいたします。

2、歳入。

1 5 款国庫支出金、1 項国庫負担金では、補正前の額に 4 8 万 1, 0 0 0 円を追加。こちらは、くまのこ保育園処遇改善加算に係る国庫負担分となります。

2 項国庫補助金では、補正前の額に 2 億 3 2 5 万 2, 0 0 0 円を追加。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、それぞれ先ほど説明しました事業への補助金等を追加しております。

1 6 款県支出金、1 項県負担金では、補正前の額に 2 4 万円を追加。こちらは、くまのこ保育園の処遇改善加算に係る県費負担分となります。

次のページをお願いいたします。

2 項県補助金では、補正前の額に 2, 6 9 1 万 9, 0 0 0 円を追加。過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業費補助金のほか、それぞれ先ほど説明しました事業への補助金等を追加しております。

1 8 款寄付金、1 項寄付金では、補正前の額に 1 5 0 万円を追加。企業版ふるさと納税です。

1 9 款繰入金、2 項基金繰入金では、補正前の額に 4, 0 6 9 万 2, 0 0 0 円を追加。さわやか上富田まちづくり基金繰入金では、企業版ふるさと納税を財源とする事業への繰入れを、財政調整基金繰入金については、今回の補正において必要な一般財源を補填するものでございます。

3 項財産区繰入金では、補正前の額に 2 0 万円を追加。こちらは市ノ瀬財産区からの繰入金となります。

次のページをお願いいたします。

2 1 款諸収入、3 項雑入では、補正前の額に 1 4 0 万円を追加。こちらは一般社団法人自治総合センターからの助成金で、下鮎川自主防災会への補助金への財源となります。

以上が、今回の補正予算の内容でございます。

ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会事務局副局長、平岩君。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第４９号についてご説明申し上げます。

議案第４９号、物品購入契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第３条の規定に基づき、指名競争入札に付した令和３年度 繰越第１号 小学校管理事業 上富田町立学校電子黒板購入について、下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和３年度 繰越第１号 小学校管理事業 上富田町立学校電子黒板購入。

２、契約の方法。指名競争入札による契約。

３、契約金額。一金、７６１万７，５００円。

４、契約の相手方。和歌山県田辺市神子浜１丁目２０番１２号、和歌山電工株式会社、代表取締役木下智雄。

令和４年６月８日提出、上富田町長奥田誠。

本事業につきましては、令和４年３月に公立学校情報機器整備等に係る国補助金の交付決定を受けて予算措置を行い、全額、令和４年度に繰越しを行いました電子黒板の購入に係る事業です。

本契約は、学校での授業等において児童生徒の学習意欲、理解力の向上と授業効率を高めるために電子黒板を段階的に整備するためのものであり、調達に係る指名競争入札には６社を指名、令和４年５月１９日に行いました入札の結果、和歌山電工株式会社が落札をしております。購入台数は２０台としており、今回は町内小学校５校に、学校規模に応じて配分する予定です。

次のページには、参考資料といたしまして、仮契約書の写しを添付しております。

なお、この契約書の最終事項において、この契約は議会の議決があったときに、本契約が成立すると定めてございます。

議案書に記載の地方自治法及び条例の条項において、価格７００万円以上の財産取得には議会の議決を得る必要があり、今回上程をさせていただくものです。何とぞご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、6月16日木曜日午前9時00分となっておりますので、ご参集願います。

ありがとうございました。

延会 午前9時40分